

## 健康ちば 2 1 次期計画策定の進め方について

### 1 健康ちば 2 1 の次期計画の策定について

健康増進法第 8 条の規定により、平成 2 5 年 3 月に策定された「健康ちば 2 1 (第 2 次)」(県健康増進計画) の計画期間が令和 5 年度をもって終了するため、令和 6 年度から始まる次期計画を令和 5 年度中に策定する。

### 2 健康ちば 2 1 計画策定作業部会の設置について

#### (1) 趣 旨

健康ちば 2 1 の次期計画の策定作業を円滑に進めるため、健康ちば地域・職域連携推進協議会運営要綱第 5 条の規定により、「健康ちば 2 1 計画策定作業部会」を設置する。

#### (2) 部会の組織

部会は、協議会会長が指名する委員及び協議会会長が指定する関係機関等から推薦された者で組織する。

#### (3) 設置期間

令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

#### (4) 部会の開催

3 回を予定

### 3 次期計画策定作業スケジュールについて

別紙案(資料 1 - 2 - ②) のとおり